

第1章 長崎市の景観づくりの理念と方針

(景観法(以下法という。)第8条第2項第2号関係)

I 基本理念

1 基本理念

長崎市には、特徴的な地形や地質、気候などの自然と、地域の人々の生活や活動が積み重なり、そこに培われた歴史・文化が相互に作用しあって形成された多様で複雑な景観があります。

長崎のまちづくり(本市が目指す将来の都市像「個性輝く世界都市、希望あるれる人間都市」)を景観形成の観点から実現するためには、私たち一人ひとりが郷土への愛着や誇りを持つことで、長崎に住むことの素晴らしさを実感したり、来訪者に長崎の良さを知ってもらい、再び訪れたいくなるように魅力を向上させる必要があります。

優れた自然や歴史情緒のあるまちなみは、見ているだけでも美しい風景ですが、さらに、「長崎さるく」の取組みのように、時代時代の人々が関わり積み重ねられてきた物語とともにその風景が語られたとき、訪れた人に、より深い感動を与えるものとなります。

市民アンケートによると、「長崎市の将来イメージとして連想する言葉」として、「歴史」「伝統的」「いしだたみ」「文化」「電車」「港」「まつり」が挙げられており、これらも全て物語性がある風景として捉えられています。景観基本計画では、この「物語」をキーワードに次の考え方を基本理念として設定します。

多彩な物語を育む長崎の景観づくり

～みんなで語りつぐ海・まち・里・山の風景～

美しい自然や歴史を感じさせる建物、歩きたくなるようなまちなみが人を惹きつけるのは、そこに住む人々が積み重ねてきた歴史や生活、文化などの物語が醸し出され、訪れる人の共感を呼ぶからです。

さまざまな地域の景観を考える上で、何よりも大事なことは、それぞれのまちの物語を、それぞれのまちに関わる人々が思いを巡らし、理解し、関心を深めることにより、その物語を共有していくことです。そしてそこに生活する人たちが大事にしている物語を、将来に語り継ぐとともに、その物語を視覚的に認識でき、その物語のイメージを膨らませることができ景観づくりを進めていくことが必要です。

また、時の経過とともに埋もれてしまった物語があれば、そこに住む人々の手で改めて調べ直し、その物語を語り継ぐことで景観づくりに活かすこともできるでしょう。全く物語がないように思われる地域であっても、まちのあるべき姿を追求していく過程を新たな物語と

して、語り継いでいくことでその物語を景観づくりに活かすこともできるでしょう。特に長崎では、被爆という負の記憶も語り継がれていくとともに、平和を目指す新たな物語が生まれています。

また、個々の建物やまちなみなどの整備によって景観の質を高めていくことも大事ですが、市民や事業者、行政が地域の過去・現在・未来の姿とそれにかかわる人々の物語について共通の認識を持ち、そこで活動する市民生活と相まって多くの人々が好ましいと感じる景観をつくる必要があります。

景観づくりは、特定の誰かが行うものではなく、地域住民が一体となってその物語を理解し、大切な生活空間を守っていこうとする気持ちが大切です。私たちは、このような物語を、将来にも語り継ぎ、地域の特徴を活かした景観づくりを進めていきます。

■ II 基本方針

本市の景観の特徴と景観形成上の課題を踏まえ、「景観基本計画」の基本理念である「多彩な物語を育む長崎の景観づくり」を実現するために、次の4つの基本方針を設定します。

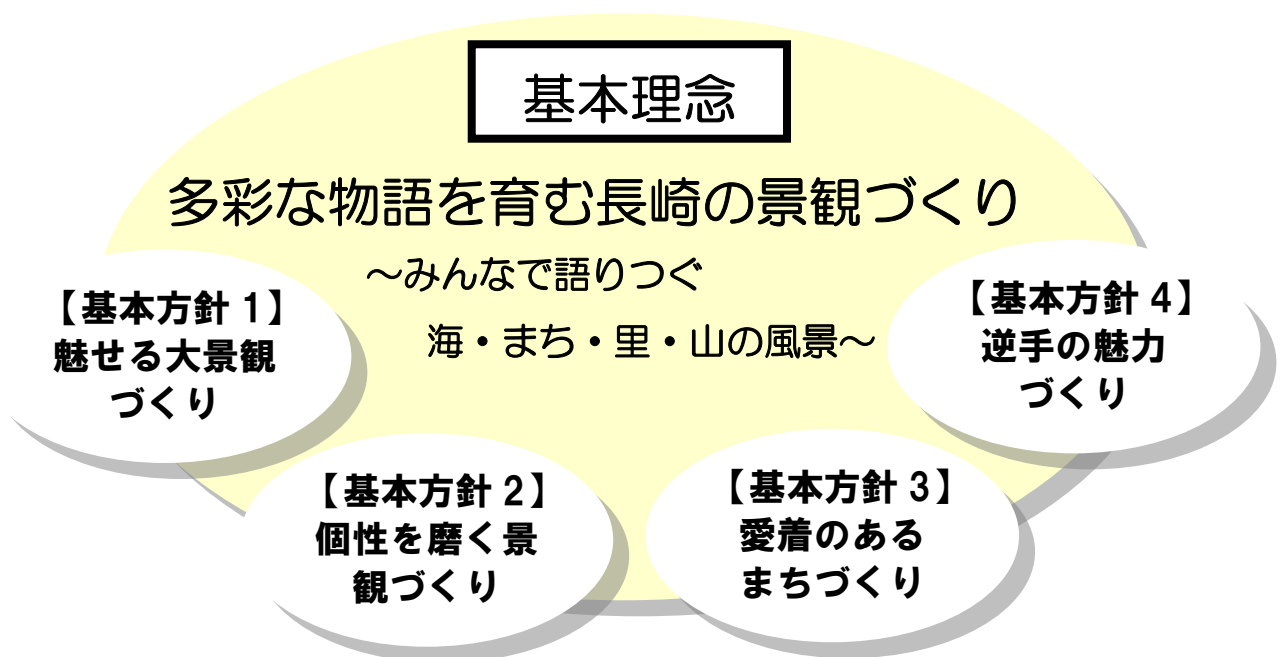


図1-1 長崎市の景観づくりの基本理念と基本方針

基本方針1 魅せる大景観づくり ～海・まち・里・山の豊かな表情を活かす景観～

山の上からのパノラマのほか、海から見上げたまちと緑と空の立体的な広がりのある景観、あるいはまち全体としての個性が感じられる景観など、空間的な広がりある景観を「大景観」と名付けます。

こうした大景観は対象が漠然としていますが、まち全体のイメージを形づくるもので、長期的な視点にたってその良さを保全し育てていくことが必要です。

特に、特徴のある山や港、駅などの目印となる施設、幹線道路、大きな広場など、まちの骨格となる要素がはっきりしている地域は、全体像がわかりやすく、それらを見渡すパノラマやシルエットには、一種独特の情緒があります。

基本方針2 個性を磨く景観づくり ～地域の特徴を活かす長崎らしさ溢れる景観～

長崎市の重層的な歴史は、全国でも類を見ない独特のもので、その魅力は強いイメージを喚起する力があります。個々の歴史的な建物等の質を高めると共に、こうした場所に刻まれた歴史の物語を景観としてわかりやすく示すことが必要です。特徴のある場所をつなぐ回遊ルートにより物語性を持った景観づくりを進めることで、来訪者にとってより一層心に残るものになります。

また、長崎独特の歴史や風土は、生産者の独自の工夫や栽培法を通じて多彩で個性あふれる長崎ブランドを生み出してきました。これらは、長崎の豊かな食をテーマとした物語を育ててくれます。

このように地域特有の物語を醸し出す景観を大切にしながら、景観づくりを進める必要があります。

基本方針3 愛着のあるまちづくり ～身近なところからおもてなしの心でつくる豊かな生活景観～

周囲に調和した建物のデザイン、前庭の草花、ベランダのプランターなどは、まちに楽しさを与える要素です。私たちの日常生活の中にある身近な景観づくりには、多くの人々が好ましいと感じる景観をつくるのが大事です。

また、古くから積み重ねられた歴史や文化、生活を背景にした長崎らしいイベントは、地域の景観に彩りを与え、生き生きとした生活を映し出しています。このような生活に結びついた景観を大切に、愛着のあるまちづくりを行う必要があります。

一方、長崎市はこれまで観光都市として発展し現在にいたっており、今後も多くの人々が訪れ交流するまちとして発展することが望まれます。市民にとって愛着のあるまちであるとともに、訪れる人の心に残るまちであるために、おもてなしの心を大切にした景観づくりが必要です。

基本方針4 逆手の魅力づくり ～斜面、雑然、西端といった制約条件を逆転の発想でつくる景観～

長い海岸線を生む多くの島々と複雑なリアス式海岸、海と近接した急斜面、少ない平坦地、日本の西端という地理的位置など、長崎は様々な制約条件の中、発展してきました。

この結果、段々畑や棚田といった土地利用、急斜面地への市街地の拡大、少ない平坦地を利用した市街地の高密度居住など、独特な景観がつけられ、他都市に見られない魅力的な個性となっています。

こうした制約条件を逆転させ、新たな発想から長崎市独特の魅力的な景観づくりを行うことが必要です。

第2章 景観計画区域の設定（法第8条第2項第1号関係）

I 景観計画区域の設定

景観計画区域を長崎市全域（地先公有水面を含む）とします。

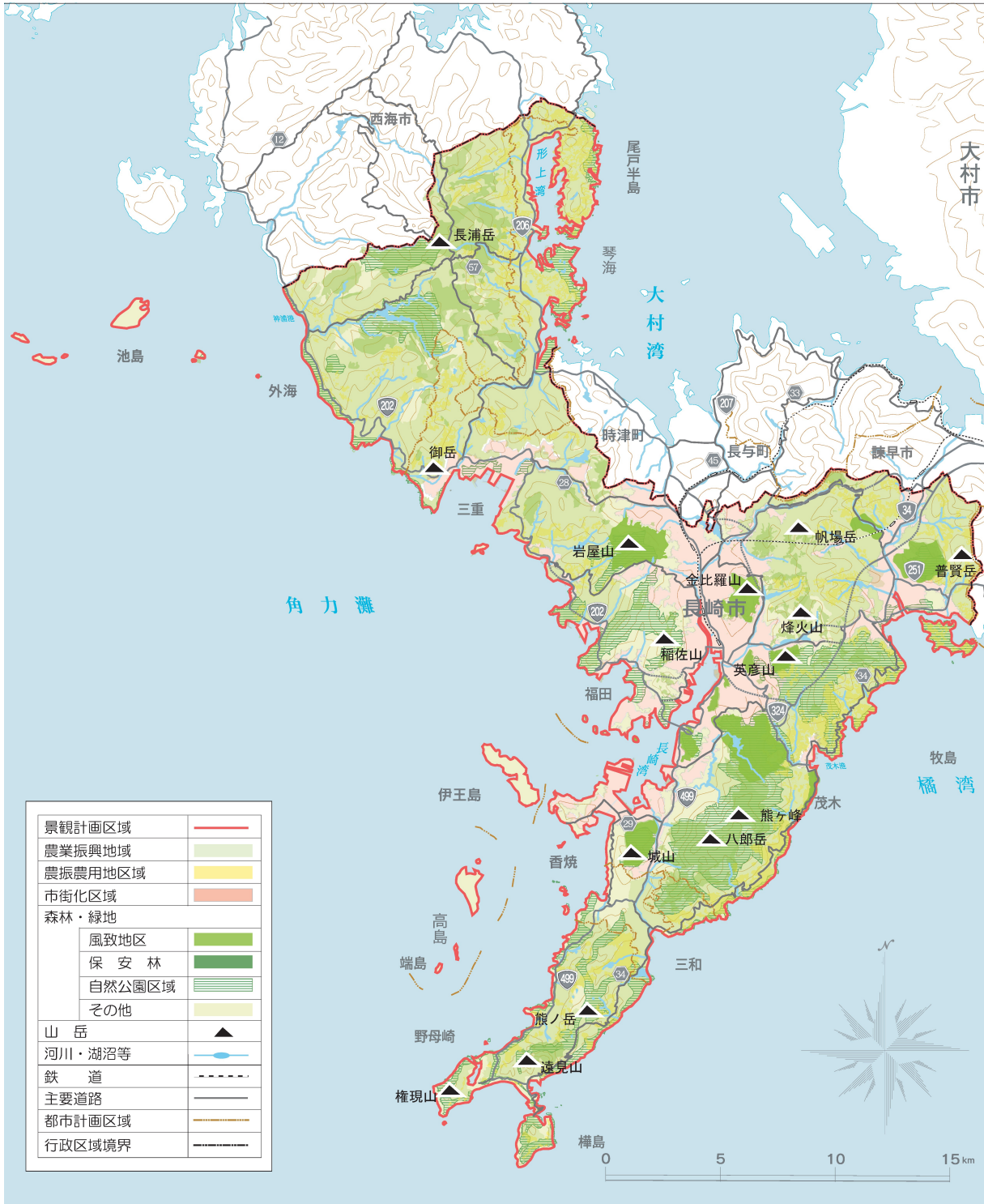


図2-1 景観計画区域

II 特徴のある地区の景観づくり

本計画では、長崎市全域を景観計画区域の対象としていますが、長崎市の景観の魅力をさらに高めるために、特徴のある地区を、「大景観保全地区」に指定し、みどりや水辺、都市のシルエットなどの大景観の保全や市内全域をわかりやすく周遊できるルートの景観づくりを進めるとともに、特に景観形成が求められる地区を「景観形成重点地区」に指定して、それぞれの地区の特徴を活かした景観づくりを推進します。

表2-1 地区の設定と要件

地区名		設定要件
一般地区		<ul style="list-style-type: none"> ・景観に大きな影響を及ぼす恐れのある大規模行為に対する景観誘導を行う区域で、特定地区を除く区域。
特定地区	大景観保全地区	<p>(水とみどりの景観を保全・育成する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空間的な広がりを持つ、個性的・象徴的なパノラマ景観の中で、自然的要素が貴重な市街地及び周辺地域において、緑地景観や海岸・河川などの水辺景観を保全・育成する区域 <p>(都市のシルエットを保全する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空間的な広がりを持ち、山とまちと海が一体となった都市のシルエットを保全するために、建築物や工作物などの最高高さをゆるやかに誘導する区域 <p>(周遊景観を保全・育成する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内各地を結ぶ主要な道路網や観光拠点間をつなぐルートなど、来訪者や市民など多くの人たちが安心して、わかりやすく周遊できるルートを整備する区域 ・道路などの連続的な眺望場所を移動しながら見る景観を大切に景観づくりを進める区域
	景観形成重点地区	<p>(歴史・文化・賑わいを際立たせる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の特徴的な歴史・文化を背景とした景観特性が備わっていて、積極的に景観まちづくりを誘導する区域 ・賑わいのある市街地の景観づくりを進める区域 ・地域住民や事業者が、継続的・計画的に景観まちづくりに取り組む機運があり、本市の良好な景観形成に資することが期待できる区域 <p>(景観まちすじ・まちかどをまもり、活かす)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化的な雰囲気を感じさせるまちすじやまちかどの雰囲気を盛り立てるような景観づくりを進める区域 ・歴史的な資源を歩いてつなぐルートや拠点間をつなぐルートなど、来訪者や市民など多くの人たちが安心して、わかりやすく歩いて楽しい道路空間づくりを進める区域 <p>(特徴のある景観軸を保全・育成する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の特性が際立つ水やみどりの景観軸を保全育成する区域。 <p>(眺望景観を保全する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のシンボルとなるような景観上の特徴を有する景観資源（教会、神社、寺院など）への眺望景観を保全する区域
景観地区 準景観地区		<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成重点地区の中でより積極的に景観形成を推進する必要がある地域に関しては、景観地区（景観法第61条）及び準景観地区（景観法第74条・都市計画区域外の場合）制度を活用し、建築物等のデザイン、色彩、高さ、壁面の位置などに関して強制力を持った基準を定め、望ましい景観を担保していくものとします。